

国土交通省所管事業に係る計画段階環境配慮書等に
相当する書類を指定する告示案の概要

平成 25 年 2 月 15 日
国 土 交 通 省

1. 背景

平成23年4月27日に公布された環境影響評価法の一部を改正する法律（平成23年法律第27号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、平成25年4月1日から、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）において、事業の枠組みが決定する前の計画の立案の段階において環境配慮を行う計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）が義務付けられることとなっている。

改正法附則第6条第1項において、国の行政指導等に基づき、配慮書に相当する書類を作成している事業については、当該手続の途中で上記の施行日を迎えた場合でも、法に基づいて配慮書手続を初めからやり直す必要がないよう、一定の要件を満たす書類を、法の手続によって作成される配慮書等に相当する書類としてみなすこととしている。

2. 告示案の内容

改正法附則第6条第2項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる書類であってその作成の根拠が国の行政指導等であるものを、次のように指定する。

- ・公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン（平成20年4月国土交通省）「第2 計画検討手順」の「（5）複数案の比較評価」により作成・公表された書類
- ・構想段階における市民参画型道路計画プロセスのガイドライン（平成17年9月国土交通省道路局）「第4章 計画検討プロセスと構想段階評価」の「4. ステップ4：比較案の比較評価（構想段階評価）」により作成・公表された書類

等